

大田原市新型コロナウイルス 感染症対策支援事業

市内事業者が実施する感染拡大防止
対策に対し補助金を交付します。

補助上限

5 万円

補助率 100%

※千円未満切り捨て

対象者

- ◆ 市内に事業所を有する中小企業者（法人・個人事業主）
- ◆ 申請日時点で事業を営み、今後も市内で1年以上事業を継続する意思がある者

※詳細は裏面に記載

対象となる経費

A) 備品等購入費

非接触型体温計・消毒液自動噴霧器・サーモグラフィーカメラ・空気清浄機・エアコン（除菌機能等付き）・サーキュレーター・加湿器・ビニールカーテン・消毒液手動ポンプ置台・消毒液足踏みタイプ台・飛沫防止対策用パーティション等

B) 施設整備費

網戸、換気扇設置・トイレの自動水栓化・人感センサー照明・出入口ドアの自動化・手洗用蛇口の自動化等

C) システム導入費

セルフレジ、キャッシュレス決済システム、セルフオーダーシステム等

※対象とならない経費については裏面に記載

申請期間

- 令和3年7月15日（木）から令和3年9月30日（木）

窓口にて持参または郵送にて提出してください。（当日消印有効）

ただし、予算上限に達し次第、受付を終了します。

補助対象期間

- 補助金交付決定日から令和3年11月30日（火）

※交付決定日より前の支出は補助対象外となります。

実績報告及び請求期限

- 令和3年12月28日（火） 必着

※事業完了後速やかに交付決定通知書に同封された実績報告書及び請求書をご提出ください。

※補助金は実績報告書及び請求書の提出後にお支払いとなります。

お問合せ先

大田原市役所 商工観光課（本庁舎4階）

電話 0287-23-8709 FAX 0287-23-8697

メール syoukou@city.ohawara.tochigi.jp

対象者

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者（法人・個人事業主）
- (2) 申請日時時点で事業を営み、今後も市内で1年以上事業を継続する意思がある者
- (3) 市税等に滞納がない者
- (4) 大田原市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類する事業を行っていない者

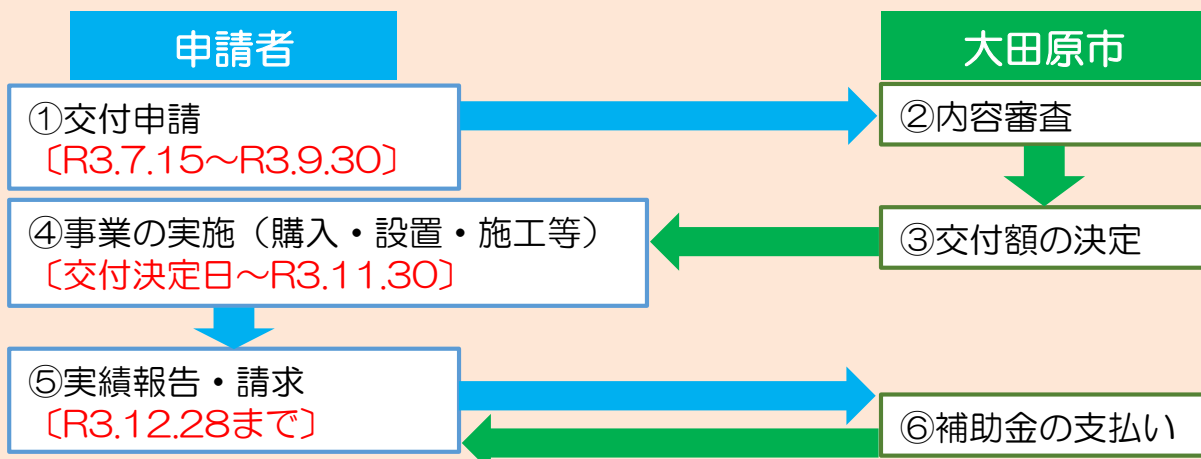
対象とならない経費

1. 同一の補助対象経費として、国または県が交付する他の補助金の交付を受けている経費
2. 当補助金の交付決定日より前に購入したものに係る経費
3. マスク、消毒液等の消耗品費
4. 汎用性があり目的外使用になり得るもの（事務用のパソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン・デジタル複合機など）の購入費
5. 消毒・殺菌・滅菌などのサービスの提供を受ける費用
6. サービス利用料やリース代等、継続してかかる費用
7. 収入印紙代、配送料、振込手数料、保険料、飲食費
8. 対象経費に係る消費税及び地方消費税

提出書類

- (1) 交付申請書
- (2) 実施事業計画（実績）書
- (3) 誓約書兼同意書
- (4) 対象経費に係る見積書の写し
- (5) 性能及び仕様が分かるカタログや仕様書等の資料の写し【備品等の購入の場合】
- (6) 事業所の改修工事等に係る平面図及び改修部分の写真【施設整備を行う場合】
- (7) 【法人による申請の場合】法人の登記事項証明書または直近の法人税確定申告書の写し
- (8) 【個人事業主による申請の場合】直近の確定申告書の写しまたは市内に事業所を有することが確認できる書類（例）開業届、営業許可書等の写し等
- (9) その他必要と認める書類

申請の流れ



※ご不明な点がある場合には、必ず**申請前**に商工観光課にご相談ください。